

大区画化等加速化支援事業の概要 (令和8年度版)

1. 事業の概要 2. 活用イメージ 3. お問い合わせ先



1. 大区画化等加速化支援事業の概要 富山県

食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援

事業内容

大区画化等加速化支援事業実施要領
最終改正 令和8年4月7日付け農振第3299号時点

■ ハード事業 ※下記は代表的なもの

事業種類		区分	助成上限単価 通常
必須	区画拡大	畦畔撤去のみ	4万円/100m 【4万円/100m】
		高低差が10cm以下 表土扱いなし	7万円/10a 【6万円/10a】
		高低差が10cm以上 表土扱いあり	27.5万円/10a 【20万円/10a】
暗渠排水等、区画拡大と併せて行える整備あり			

【 】は施工の全てを農業者施工で行う場合の助成単価

加算措置 ※下記のいずれか(重複不可)

- ・1ha以上に「大区画化」:助成単価 **1.32倍**
- ・1ha以上に「集約化」 :助成単価 **1.2倍**

■ ソフト事業

- ・条件改善推進費 : 300万円/地区・年度
- ハード事業が実施されることを前提に測量、設計、権利調整等が実施可能(加算措置対象外)

事業実施主体

農業者等、市町村、土地改良区など

事業工期

最大3年(事業はR7~R11年度まで)

実施区域

地域計画策定区域であること
(※生産緑地等の例外あり)

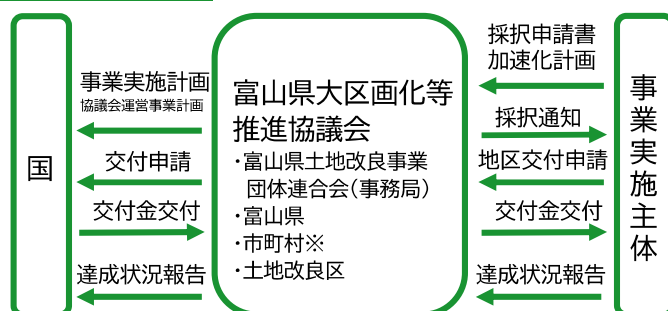
実施要件

農地の**区画拡大を実施**すること

- ・事業費要件、受益面積要件、集積集約要件 ⇒ なし
- ・農地中間管理権の設定 ⇒ 必須でない

事業の流れ

※下記は主な申請等の流れ



※事業実施される地区のある市町村の加入は必須

2.活用イメージ ～大区画化等加速化支援事業～ 富山県

区画拡大 高低差10cm以下表土扱いなし【全て農業者施工】



現況: 小区画3筆



整備後: 大区画化140a (1.4ha)

■ 助成額

① 助成上限額

- ・大区画化加算措置に該当 ⇒ 1.4ha ≥ 1.0ha
- ・全て農業者施工に該当 ⇒ 【 】の助成単価

140a × 7.5 (万円/10a) = **105万円 (助成上限額)**

助成額算定の補足

受益面積1a未満又は施工延長10m未満を一筆ごとに切り捨て

② 施工実績額

- ・140aの区画拡大に要した費用を実績により算出 (人件費、機械経費、資材費等から算出)

③ 助成額

- ・② ≥ ①105万円 ⇒ 105万円を助成 (差額は自己負担)
- ・② < ①105万円 ⇒ ②を助成 (差額は国へ返還)

【関連事業】 地域農業構造転換支援事業

事業内容

■ 地域の中心となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入支援

助成対象者

地域計画の目標地図に位置付けられた **担い手**

実施区域

地域計画の目標集積率が6割以上 (都府県の中山間地域は5割以上) 又は現行又は見直し後の地域計画において、目標集積率が現状のよりも10ポイント以上増加

補助上限

個人: 1,500万円
法人: 3,000万円

【補助率】
3/10以内

事業の流れ

市町村を通じて県・国に申請
※まずは市町村にご相談を

助成対象

トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械、乾燥調製施設 (乾燥機等)、ビニールハウスなど



3.お問い合わせ先

 富山県 

大区画化等加速化支援事業 お問い合わせ先

■ 富山県大区画化等推進協議会

事務局: 富山県土地改良事業団体連合会内

〒939-8214 富山市黒崎17

TEL: 076-424-3380

FAX: 076-424-3332

HP: <https://www.tym-midori.net/daikukaku>

※事業の相談および事業申請等の各種手続きについては、「富山県大区画化等推進協議会」において支援します。

協議会
ホームページ



ホームページ内の
お問い合わせフォーム
からご相談ください。

このほか、土地改良区、県農林振興センター、市町村等の各地域の事業関係者とも連携を図って事業を推進しますので、協議会や各地域の土地改良区等に

まずは、気軽にご相談ください！！！！



【関連事業】 地域農業構造転換支援事業 お問い合わせ先

※市町村を通じて、県、国へ事業の申請となるため、まずは各地域の市町村へご相談ください。